

改正後

設計変更に伴う契約変更事務取扱要領

(契約変更の手続)

第4条 設計変更に伴う契約変更は、当該変更の内容について別に定めるところにより受注者と協議した後、変更契約の締結を決裁する者（以下「決裁権者」という。）の承認を受けて、その都度行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、設計変更が重要な構造、工法、位置、断面等の変更に係るもの以外のものであって、次のいずれかに該当するときは、他の変更と一括して変更契約することができる。

(1) 請負代金の増額を伴わない変更

(2) 請負代金の増額を伴う変更で、当該増額が次のいずれか（以下「契約変更保留基準」という。）に該当するもの

ア 変更前の請負代金の2割（2割に相当する金額が1000万円以上であるときは1000万円）以下であること

イ 変更前の請負代金の3割（3割に相当する金額が300万円以上であるときは300万円）以下であること

3 前項の規定により契約変更を保留している設計変更がある場合において、当該保留分の増額と今回の増額の累計額が契約変更保留基準を超えることとなるときは、前項の規定は適用しない。

4 現場条件が度々変化するなど設計変更内容を速やかに確定できない場合には、第1項又は第2項の規定にかかわらず、契約変更を一時保留して設計変更の内容が確定した後に契約変更することができる。ただし、現場条件の早期把握に努め、可能な限り速やかに契約変更するものとする。

(軽微変更の手続)

第5条 前条第2項又は第4項の規定により契約変更を保留して行う設計変更は、当該変更の内容について別に定めるところにより受注者と協議した後、次の表に定める者の承認を受けて行うものとする。

内 容	承認権者
設計変更が請負代金の増減を伴わない場合	総括監督員
設計変更に伴う請負代金の増額又は減額が100万円以下の場合	総括監督員
設計変更に伴う請負代金の増額又は減額が100万円を超える場合、 <u>前条第4項の規定による場合</u>	<u>県土整備事務所長、 県土整備局長又は、 港湾事務所長</u>

2 前条第2項又は第4項本文の規定の適用に当たっては、受注者に過大な不利益を生じさせないように配慮しなければならない。

(契約の相手方等に対する説明)

第6条 第4条及び前条に定める事項のほか、設計変更に関し必要な事項は、現場説明書において入札者及び受注者に了知させておくものとする。

改正前

設計変更に伴う契約変更事務取扱要領

(契約変更の手続)

第4条 設計変更に伴う契約変更は、当該変更の内容について別に定めるところにより請負者と協議した後、変更契約の締結を決裁する者（以下「決裁権者」という。）の承認を受けて、その都度行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、設計変更が重要な構造、工法、位置、断面等の変更に係るもの以外のものであって、次のいずれかに該当するときは、他の変更と一括して変更契約することができる。

(1) 請負代金の増額を伴わない変更

(2) 請負代金の増額を伴う変更で、当該増額が次のいずれか（以下「契約変更保留基準」という。）に該当するもの

ア 変更前の請負代金の2割（2割に相当する金額が1000万円以上であるときは1000万円）以下であること

イ 変更前の請負代金の3割（3割に相当する金額が300万円以上であるときは300万円）以下であること

3 前項の規定により契約変更を保留している設計変更がある場合において、当該保留分の増額と今回の増額の累計額が契約変更保留基準を超えることとなるときは、前項の規定は適用しない。

(軽微変更の手続)

第5条 前条第2項の規定により契約変更を保留して行う設計変更は、当該変更の内容について別に定めるところにより請負者と協議した後、次の表に定める者の承認を受けて行うものとする。

内 容	承認権者
設計変更が請負代金の増減を伴わない場合	総括監督員
設計変更に伴う請負代金の増減又は減額が100万円以下の場合	総括監督員
設計変更に伴う請負代金の増減又は減額が100万円を超える場合	県土整備局長、 港湾事務所長又は 空港管理事務所長

2 前条第2項本文の規定の適用に当たっては、請負者に過大な不利益を生じさせないように配慮しなければならない。

(契約の相手方等に対する説明)

第6条 第4条及び前条に定める事項のほか、設計変更に関し必要な事項は、現場説明書において入札者及び請負者に了知させておくものとする。

附則

この要領は、平成31年1月1日から適用する。